令和８年４月からの新しいごみ収集方法等の
住民説明会資料

【開催日時】

NO.	会場名	実施日	時間
1	平成会館	令和７年９月30日（火）	午後６時～
2	ふれあいずーむ館	令和７年10月２日（木）	午後６時～
3	三集落生活改善センター	令和７年10月６日（月）	午後６時～
4	亀田地区交流センター	令和７年10月７日（火）	午後６時～
5	水木地区ふるさとセンター	令和７年10月９日（木）	午後６時～
6	藤崎町文化センター	令和７年10月11日（土）	午前10時～
7	常盤生涯学習文化会館	令和７年10月12日（日）	午後４時～

藤 崎 町

１　家庭系ごみ収集方法の統合について

少子・高齢化社会に対応し、住民の利便性向上、サービスの均衡化と費用負担のバランス及び地球温暖化防止対策等を考慮し、持続可能なごみ処理方法を目指して、両地区のごみ収集方法を統合します。

（２）家庭系ごみの排出量

家庭系ごみの排出量は減少傾向が続いているが、全国や県平均には届かない数値であることから、今後もごみ排出量削減に向けた取組を強化していく必要があります。

【1人1日当たりのごみ排出量(ｇ)】

	R1	R2	R3	R4	R5	備考
家庭系ごみ(藤崎町)	784g	753g	748g	732g	685.9g	※250.35kg/1人1年の排出量
家庭系ごみ(県平均)	682g	689g	690g	678g	652g	R4 鶴田町 560g
家庭系ごみ(全国平均)	509g	520g	508g	496g	475g	R5 長野県南巻村 278g

※青森県の目標：令和７年度までに 640ｇ(資源物を含む)
※国　の　目　標：令和７年度までに 440ｇ(資源物を含む)
※長野県　南巻村　人口 3,392 人(R7.8.31)(人口 10 万人以下全国１位)

（３）ごみ処理経費

ごみ処理経費は、収集運搬や処分、資源化、埋め立て等に係る経費です。燃料費及び光熱費の高騰、人件費の賃上げ等により今後もごみ処理経費の増加が見込まれていますので、ごみ排出量を抑制し、ごみ処理経費の削減に努めていく必要があります。

※令和７年度ごみ処理関係予算額：２１５，１９５，０００円

２　共通指定ごみ袋の導入について

（１）黒石市、平川市、藤崎町共通指定ごみ袋の導入について

黒石市、平川市、藤崎町共通指定ごみ袋(以下「指定ごみ袋」という)を導入することにより、各市町村の取扱店で購入できることなど、住民の利便性が向上するメリットがあり、ごみ袋の共通化によるごみ処理業務での自治体間の協力体制を強化するため、指定ごみ袋を導入することになりました。

そこで、藤崎町廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、一般廃棄物処理手数料を指定ごみ袋容量１リットルにつき１円と規定しました。

【指定ごみ袋内容】

①令和８年４月１日より指定ごみ袋を導入する(黒石市、平川市、藤崎町)

②手数料は、１L１円とする(４０L袋１枚４０円)

③指定ごみ袋は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」各 20L、30L、40L サイズ

④現行の黒石市仕様の袋を基本とする(U 型袋、厚さ 0.03 ㎜)

【ごみ処理手数料】

種類	サイズ	10 枚当たりの売価
燃やせるごみ	20L	200 円
	30L	300 円
	40L	400 円
燃やせないごみ	20L	200 円
	30L	300 円
	40L	400 円

【1 人当たり手数料負担額試算】

	R5 町実績	国目標値達成の場合
家庭系ごみ 1 人 1 日あたりの排出量(資源物除く)	576.6g	370.4g
1 人平均使用枚数(枚/月)	2.2 枚	1.4 枚
1 人平均使用枚数(枚/年)	26.3 枚	16.9 枚
1 人平均購入金額(円/月)	88 円	56 円
1 人平均購入金額(円/年)	1,052 円	676 円

※資源物、大型ごみ除く

①「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」のみを指定ごみ袋の対象とし、資源物を対象外とすることで、ごみ分別の適正化を促進し、ごみ減量化を図ります。

②「資源物」は、透明または半透明なごみ袋であれば可とし、リサイクルを活発化し、地球環境の保護と持続可能なごみ収集体制を実現するために、適切な分別を推進して資源の再利用促進とリサイクル率の向上を図ります。
※資源物：プラスチック類、かん、びん、紙パック、ダンボール、その他の紙、ペットボトル、古紙類(新聞、雑誌、雑紙)

③町内全域で令和８年４月１日から共通指定ごみ袋のみ収集する。(資源物除く)
※黒石地区清掃施設組合指定ごみ袋は、令和８年３月末の収集までにできるだけ使いきってください。(令和８年６月末までは自宅在庫分について使用可能とします)

④指定ごみ袋に町内と氏名を記入する欄があるが、当初では記入を任意とします。
※分別状況等によっては、記入を必須とすることもあります
※アパートや集合住宅はステーション方式となるため、施設の管理者が決めるルールに従ってください

⑤指定ごみ袋取扱店は、町内のスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、農協となります。
※黒石市、平川市内の取扱店でも購入可能です
※令和８年１月から取扱店で購入できます

3　収集方法等について

（１）家庭系ごみ毎戸収集方式への統合について

少子・高齢化社会に対応し、住民の利便性向上、サービスの均衡化と費用負担のバランス等を考慮し、両地区のごみ収集方法を**毎戸収集方式へ統合します。**

①収集回数については、現行の回数を基本に下記のとおりとします。

②アパートや町営住宅等は、ステーション方式を維持します。

③常盤地区で使用しなくなったごみステーションは、不法投棄防止のため令和８年４月に速やかに撤去することとします。

（２）ごみ収集回数について

区　分		新収集回数
可燃ごみ		週２回
不燃ごみ		月１回
大型ごみ		年４回
電池類(R7 年４月より)		月１回
蛍光灯(R7 年４月より)		月１回
資源物	プラスチック※1	月２回
	缶	月１回
	ペットボトル	
	段ボール	
	その他の紙	
	紙パック	
	びん（無色・茶色・その他）	
	新聞・雑誌	
	危険ごみ(R6 年４月より) ※スプレー缶、カセットボンベ、ライター	

(※1)R8 年４月１日より現在の「その他のプラスチック」と同時にプラスチック製品全般を同時に収集する

（３）ごみ収集の地区割について

①地区割は藤崎地区を３地区、常盤地区を２地区に分けた計５地区制とします。

（４）統合後の新たな取り組みについて

①道路幅が狭く、通りの入口等に集積している場所等を、可能な限り軽トラック等で毎戸から収集できる体制を整え、サービスの充実と均衡化を図ります。

②ごみ収集アプリを導入し、分別方法や収集日等を分かりやすく周知を図ります。

③全地区が毎戸収集方式となるため、カラス被害防止対策（ごみボックス等設置）の強化と周知徹底を図ります。（Ｐ７～８写真）

④資源物のリサイクルを更に活発化するため、町内における回収拠点の数と回収品目を増やします。（役場敷地内と常盤生涯学習文化会館敷地内へ整備する）（Ｐ９写真）

⑤藤崎町ごみ適正排出促進ごみ袋等購入費助成券交付事業により、全世帯に、指定ごみ袋またはカラス対策用ごみ箱の購入に使える１，０００円の助成券を配布します。

・１，０００円以上の購入で使用可能
・１２月発送予定（ごみカレンダーと家庭ごみの分け方を同封します）
・助成券使用可能店舗（イオン藤崎店、ハッピードラッグ青森藤崎店、薬王堂青森常盤店、DCM 藤崎店、コメリハード＆グリーン藤崎常盤店、）
・３月末日まで使用可能（３月転入者は、４月末日まで使用可能）

（５）ごみ分別の注意点

①朝８時までに出していただいたごみを、午後４時頃までに収集します。

※必ず毎回同じルートで収集する訳ではないので、８時までに出してください

②一度に収集するごみは、全ての区分について５つまでです。（大型ごみも）

※引っ越しや遺品整理等で、一度に多量のごみが出る場合は、弘前地区環境整備センターへ直接搬入をお願いします

③ごみ箱の置き場所は、敷地内で、道路に面した視認しやすい場所にしてください。

※道路（車道・歩道）へはみ出さないようにしてください

※道路から遠い玄関前や車庫の中、門扉の陰等の視認し難い場所への設置はやめてください

④剪定枝は４５センチ以下に切り、指定ごみ袋へ入れて燃やせるごみへ出してください。

※袋の口は縛っていなくても可とします

⑤草刈り後の草は指定ごみ袋へ入れて、口を縛って出してください。

※集会所や公園など公共の施設の草刈りをした場合は、指定ごみ袋へ入れて、視認しやすいところへ集積し、役場住民課へ収集依頼の御連絡をお願いします。

(指定ごみ袋は住民課または常盤出張所で使用枚数を補填しますので、代表者の方がご来庁ください)

⑥燃やせるごみ・燃やせないごみ袋の中に、資源物が混入している等、分別が不十分な場合は、収集しないこととしますので、適切な分別をお願いします。

⑦カップラーメンの容器や、食品トレーなどは水ですすいで、固形物が付着していない状態で出してください。

※ヨーグルトや納豆の容器なども、悪臭防止と匂いによるカラス被害の抑制のためにできるだけ水ですすいでから出してください

⑧電池類はあまりに少数だと収集業者が視認できませんので、ある程度の量が溜まってから、見えやすいように出してください。

⑨蛍光管は購入時の箱等に入れてから、透明な袋に入れて出してください。

※電池類・蛍光管は、１２月から３月までは収集が困難であるため、収集を休止します。

⑩紙パック、ダンボール、その他の紙は、紙紐で結んで出してください。

プラスチック資源

・**全部**がプラスチック素材であるもの

プラスチック製の容器　1辺の長さ45cm未満のもの

・拭き取りまたは洗って、固形物は全て取り除くこと　・乾かすこと

プラスチックの製品　1辺の長さ45cm未満のもの

・土や砂または泥などの汚れを取り除くこと

・プラスチック以外の素材を取り外すことができれば、プラスチック製品の対象になります。

インク、バネ、金属などをはずす

大型プラスチック　1辺の長さ45cm以上の記載の品目

台所用品	入浴用品	清掃用品	収納用品	家具・雑貨	園芸用品	レジャー用品
・お盆 ・ざる ・たらい ・漬物おけ ・水切りかご	・風呂ふた ・腰掛 ・洗面器 ・ベビーバス	・洗濯かご ・ちりとり ・バケツ	・衣装ケース ・コンテナ ・書類ケース ・シューズボックス	・買い物かご ・ごみ箱	・植木鉢 ・プランター ・じょうろ	・クーラーボックス ・ソリ

注意事項　上記の品目以外の 1 辺の長さが 45cm 以上のプラスチックは、大型ごみに出してください。

プラスチック資源に**混ぜてはいけない**もの

- 使用済小型電子機器（小型家電回収ボックスをご利用ください）
- 火災を生ずるおそれのあるもの
  （電池、エアゾール缶、スプレー缶、ライター、モバイルバッテリーなど）
- けがをする原因となるもの（カッター、包丁、かみそり　など）
- 感染するおそれのあるもの（点滴用器具　など）
- 硬すぎるもの（ヘルメット、まな板　など）

★電池（特にリチウムイオン電池）が使用されているものは、ごみ収集車両や、施設での火災の危険性がとても高いので、絶対に入れないこと

お問合せ先

藤崎町　住民課　環境係

電話：0172 － 88 － 8169　（直通）

ネット価格
約 3,000 円

ネット価格
約 3,000 円

ネット価格
約 43,000 円

※道路へ転がって事故が発生していて危険なため、推奨しない

ネット価格
約 5,000 円

プラ
プラ
プラ
紙類
衣類
小型家電

藤崎町家庭ごみ・資源収集日程表

A地区

	日	月	火	水	木	金	土
第1			新聞・雑誌	燃やせるごみ		燃やせないごみ	燃やせるごみ
第2			ペットボトル 紙パック その他の紙	燃やせるごみ		プラスチック	燃やせるごみ
第3			びん	燃やせるごみ		ダンボール 危険ごみ 電池・蛍光管	燃やせるごみ
第4			缶	燃やせるごみ		プラスチック	燃やせるごみ 大型ごみ
第5				燃やせるごみ			燃やせるごみ

対象地区
木挽町(一部)、朝日町(一部)、葛野(一部)、東町(一部)、藤越、中島、小畑、
矢沢(一部)、伝馬(一部)、西豊田一丁目、西豊田二丁目、西豊田三丁目

区割りは裏面の区域図を参照してください。

※　注意事項　※

- 大型ごみは4月,6月,9月,11月のみ収集を行います。
- 電池類・蛍光管は4月～12月の間のみ収集を行います。
- 12月31日から1月3日の間はすべての収集をお休みします。
- 朝8時から夕方４時までの間に収集します。
- 分別区分に従って、正しく分別してください。

分別区分や収集日程の確認には
ごみ分別収集アプリが便利です！

問い合わせ先　住民課環境係　☎　0172-88-8169

B地区

	日	月	火	水	木	金	土
第1		燃やせるごみ		新聞・雑誌	燃やせるごみ		燃やせないごみ
第2		燃やせるごみ		ペットボトル 紙パック その他の紙	燃やせるごみ		プラスチック
第3		燃やせるごみ		びん	燃やせるごみ		ダンボール 危険ごみ 電池・蛍光管
第4		燃やせるごみ		缶	燃やせるごみ 大型ごみ		プラスチック
第5		燃やせるごみ			燃やせるごみ		

対象地区
舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、本町、木挽町(一部)、朝日町(一部)、
新町、横町、伝馬(一部)、館川町、下町、緑町、白子

C地区

	日	月	火	水	木	金	土
第1		新聞・雑誌	燃やせるごみ		燃やせないごみ	燃やせるごみ	
第2		ペットボトル 紙パック その他の紙	燃やせるごみ		プラスチック	燃やせるごみ	
第3		びん	燃やせるごみ		ダンボール 危険ごみ 電池・蛍光管	燃やせるごみ	
第4		缶	燃やせるごみ		プラスチック	燃やせるごみ 大型ごみ	
第5			燃やせるごみ			燃やせるごみ	

対象地区
葛野(一部)、東町(一部)、伝馬(一部)、林崎、水沼、矢沢(一部)、
中野目、吉向、亀岡、西中野目、俵舛、下俵舛、柏木堰

D地区

	日	月	火	水	木	金	土
第1		燃やせるごみ	新聞・雑誌		燃やせるごみ	燃やせないごみ	
第2		燃やせるごみ	ペットボトル 紙パック その他の紙		燃やせるごみ	プラスチック	
第3		燃やせるごみ	びん		燃やせるごみ	ダンボール 危険ごみ 電池・蛍光管	大型ごみ
第4		燃やせるごみ	缶		燃やせるごみ	プラスチック	
第5		燃やせるごみ			燃やせるごみ		

対象地区
常盤、徳下、三ツ屋、福島、若松(一部)、若柳(一部)

E地区

	日	月	火	水	木	金	土
第1		新聞・雑誌	燃やせるごみ		燃やせないごみ	燃やせるごみ	
第2		ペットボトル 紙パック その他の紙	燃やせるごみ		プラスチック	燃やせるごみ	
第3		びん	燃やせるごみ	大型ごみ	ダンボール 危険ごみ 電池・蛍光管	燃やせるごみ	
第4		缶	燃やせるごみ		プラスチック	燃やせるごみ	
第5			燃やせるごみ			燃やせるごみ	

対象地区
福左内、水木、久井名舘、富柳、福舘、若松(一部)、榊、亀田、
若柳(一部)、小学校通り、西田
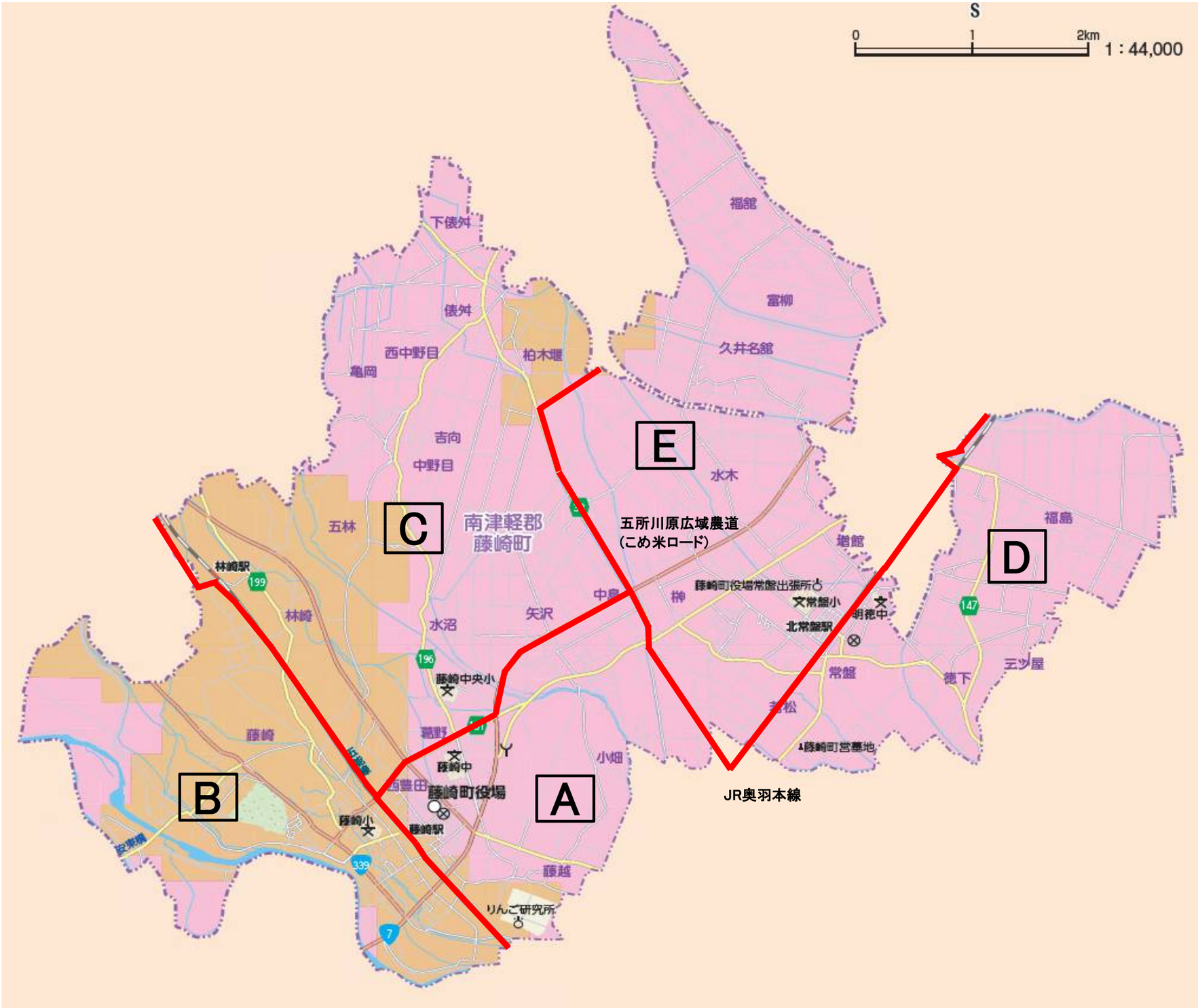
藤崎町ごみ収集日程区域図